

新型コロナウイルス感染症患者等  
入院受入医療機関の皆さまへ

厚生労働省健康局  
結核感染症課

## 「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院 受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型コロナウイルス感染症患者（以下「新型コロナ患者」という。）を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、入院4日間経過後の病状が落ち着いた患者を受け入れる病床など、新型コロナ患者の病床を緊急に確保することにより、転院・入院を円滑化するとともに、救急時における新型コロナウイルス感染症疑い患者（以下「救急時新型コロナ疑い患者」という。）の搬送受入体制を強化するため、新型コロナ患者等の即応病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助を行います。

該当する医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

**【交付申請書の提出期限：令和4年3月10日（必着）】**  
**（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令期限に準じます。）**

### 1. 対象となる医療機関

※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、厚生労働省ホームページや都道府県において確認してください。

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html)

**【新型コロナ感染症患者を受け入れる即応病床に対する支援】**

○ 都道府県から、令和4年2月1日から令和4年3月31日まで（いずれかの都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）に、新型コロナウイルス感染症患者等の確保病床を割り当てられ、令和4年2月1日から令和4年3月31日までに即応病床とした医療機関。

※ 都道府県から新型コロナ患者の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。

【救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床に対する支援】

○ 救急時新型コロナ疑い患者の病床に対する支援を受けようとする医療機関は、まん延防止等重点措置区域の指定を受けた政令指定都市又は東京都にある医療機関であって、以下のアからエの全てを満たすもの。

ア 新型コロナ患者の確保病床を5床以上有していること

イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの救急搬送件数が1,000台以上であること

ウ 都道府県が必要性を認めた医療機関であること（都道府県に確認してください。）

エ 令和4年2月1日から令和4年3月31日までの間（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）において、

- ・ 新たに救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床を新たに確保し、当該病床の令和4年2月（当該病床を確保した日以降）及び3月（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）の病床使用率が70%以上であること
- ・ 令和4年1月の1日あたりの平均救急搬送件数を、令和4年2月または3月（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）の1日あたりの平均救急搬送件数が上回っていること
- ・ 既存の確保病床数は維持しつつ、支援を受けようとする病床は別途確保すること

※ 都道府県から救急時新型コロナ疑い患者の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。

※ なお、新たに支援を受ける病床は病床確保料の交付対象とはなりません。

【共通要件】

新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に必要な情報の入力を実際に行うことにより、入院受入状況等を正確に把握出来るようにすること。

【申請期限】

- 補助を受けようとする医療機関は、令和4年3月10日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令期限に準じます。）に、厚生労働省に補助の申請を行う必要があります。（後述）

## 2. 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和4年2月1日から令和4年3月31日までにかかる以下の①及び②の経費となり、確保する病床によってそれぞれ異なります。

### 【新型コロナ患者を受け入れる即応病床に対する支援】

- ① 新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）

- ※ 従前から勤務する職員の基本給や新型コロナ患者の対応を行わない職員の給与は対象となりません。ただし、従前から勤務する職員の基本給は、当該職員の処遇改善を行う場合（新型コロナ患者の受入以降に処遇改善を行った場合を含む。）は対象となります。

- ※ ①新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額（補助上限額）の補助を受ける場合は、補助基準額（補助上限額）の3分の2以上とします。

- ※ 新型コロナ対応手当の額（一日ごとの手当、特別賞与、一時金等）、支給する職員の範囲（新型コロナ病棟に限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても、新型コロナ患者の対応を行う医療従事者（事務職員等も含む。）は対象となり得ます。）については、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定します。ただし、当該病床で働く医療従事者の人件費の十分な確保及び処遇改善を優先してください。

- ② 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

- ・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

- ※ ②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、3.の補助基準額（補助上限額）の3分の1を上限とします。

- （例）補助基準額(補助上限額)が3000万円の場合、②の経費への補助金の使用は1000万円(=3000万円×1/3)が上限となり、補助基準額(補助上限額)の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用が2000万円となります。

- ※ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能であり、看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者に委託することができます。

## 【救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床に対する支援】

### ① 救急搬送受入を行う医療従事者の人件費（救急搬送受入手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）

※ 従前から勤務する職員の基本給や救急搬送受入を行わない職員の給与は対象となりません。ただし、従前から勤務する職員の基本給は、当該職員の処遇改善を行う場合（新型コロナ患者等の受入以降に処遇改善を行った場合を含む。）は対象となります。

※ ①救急搬送受入の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額（補助上限額）の補助を受ける場合は、補助基準額（補助上限額）の3分の2以上とします。

※ 救急対応手当の額（一日ごとの手当、特別賞与、一時金等）、支給する職員の範囲については、治療への関与の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定します。ただし、当該業務に対応する医療従事者の人件費の十分な確保及び処遇改善を優先してください。

### ② 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ ②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、3.の補助基準額（補助上限額）の3分の1を上限とします。

（例）補助基準額(補助上限額)が 3000 万円の場合、②の経費への補助金の使用は 1000 万円 (=3000 万円×1/3) が上限となり、補助基準額(補助上限額)の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用が 2000 万円となります。

※ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能であり、看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託することができます。

## 3. 補助基準額（補助上限額）

補助基準額（補助上限額）については、確保した即応病床のごとに、次に定める額の合計額となります。

### ① 新型コロナ患者を受け入れる即応病床 1床あたり 4,500 千円

※ 「令和4年2月1日から3月31日までの新型コロナ患者の最大即応病床数が

ら令和2年度及び令和3年度（9月30日までの即応病床に対する補助）で補助を受けた新型コロナ患者病床数を引いた数」と「令和4年2月1日から3月31日まで（いずれかの都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）に都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、即応病床とした病床数」のいずれか低い数を即応病床数の上限とします。

- ② 救急時新型コロナ疑い患者を一時的受け入れる病床 1床あたり4,500千円（1医療機関あたり2床を上限）

※ 「令和4年2月1日から3月31日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）の新型コロナ疑い患者の最大病床数から令和2年度及び令和3年度（令和3年9月30日までの病床に対する補助）で補助を受けた新型コロナ疑い患者の病床数を引いた数」と「令和4年2月1日から3月31日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る。）に新たに確保した救急時新型コロナ患者を一時的に受け入れる病床数」のいずれか低い数を病床数の上限とします。

#### **4. 交付申請書の提出**

- (1) 提出期限 **令和4年3月10日（必着）**

**（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令期限に準じます。）**

※ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することが可能です。概算で申請した場合、事業終了後に、実績報告が必要となるため、領収書等の支出額のわかるものを保管しておいてください。

※ 申請書提出後でも、都道府県から増床の要請があり、割り当てられた即応病床等が増えた場合、医療機関は、令和4年3月10日（必着）の提出期限（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令期限に準じます。）まで、申請書の差し替えを行うことが可能です。

- (2) 提出方法 以下へ郵送してください。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課あて

- (3) 提出書類

① 交付申請書（第3号様式）

② 交付申請書の別紙

・ 新型コロナ患者を受け入れる即応病床に対する支援は第3-2号様式別紙

①、第3-3号様式

・ 救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床に対する支援は第3-2号様式別紙②、第3-4号様式

※ 第3-3号様式、第3-4号様式は都道府県に記載していただいてから、ご提出ください。

- ③ 厚生労働省への請求書
- ④ 収支予算書

提出書類①～④は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00015.html)

- ※ 交付申請書等の記載方法等は、別添の「申請書記載例」を参照してください。
- ※ 交付申請書等の内容に不備があった場合には、再提出を依頼することがありますので、交付申請書等はお早めに提出してください。
- ※ 申請に当たっては、内容に誤りがないかよく確認してから提出するようお願いいたします。他の補助金において、特に③請求書が同封されていないケースが多くありますので、提出書類①～④が同封されていることを確認した上でご提出ください。交付申請書等に誤りがあると、確認等に時間を要し、補助金の交付が遅れる原因となります。

## **5. 補助金の交付決定等**

提出いただいた交付申請書等については、補助対象となる医療機関であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関の口座に振込を行います。

## **6. 実績報告書の提出**

事業が終了した日から1か月以内又は令和4年4月10日のいずれか早い日まで、以下に郵送することにより、実績報告書を提出してください。

郵送先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課あて

提出書類

- ① 実績報告書（第4号様式）
- ② 実績報告書の別紙
  - ・ 新型コロナ患者を受け入れる即応病床に対する支援は第4-2号様式別紙①
  - ・ 救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床に対する支援は第

#### 4 - 2号様式別紙②

- ③ 当該事業に係る収入支出決算書（抄本）
- ④ 領収書（写し）又は「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」支出簿

※ 領収書（写し）に代わるものとして、「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」支出簿を提出することも可能です（一部の経費について領収書（写し）を提出し、残りの経費を「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」支出簿に記載して提出することも可能）。その場合、領収書は、貴院で保管いただくことになります。

提出書類①～③及び④「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」支出簿（参考様式）は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaaku-kansenshou18/index\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaaku-kansenshou18/index_00015.html)

※ 実績報告書を提出いただき、交付決定額よりも実費が下回る場合は、その差額について返納いただくことになります。

## 7. 留意事項

(1) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省健康局結核感染症課（電話：03-3595-2257）までご連絡ください。

(2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課あて

(3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) 本補助金の交付を受ける医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行っていただく必要があります。

## **8. 添付資料**

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関するQ & A
- (3) 申請書記載例
- (4) 令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金交付要綱

厚生労働省健康局結核感染症課 (問合せ先) 厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話：0120-336-933
----------------------------------------------------------------------------